

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、国民年金関係事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

さつま町長

## 公表日

令和5年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」の規定に従い、特定個人情報を国民年金に関する以下の事務で取り扱う。</p> <p>①第1号被保険者・任意加入被保険者の資格取得・喪失 ②第1号被保険者・任意加入被保険者の住所変更・氏名変更・死亡等の異動 ③第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料申請・取消 ④保険料納付の法定免除の該当・非該当 ⑤保険料免除・納付猶予等の申請・取消 ⑥学生等の保険料納付の特例申請・取消 ⑦老齢基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金の裁定請求 ⑧死亡一時金・未支給年金の裁定請求 ⑨老齢福祉年金・特別障害給付金の裁定請求 ⑩産前産後期間における保険料免除の申請及び免除期間の変更届出</p> <p>届出書類は受付・審査後、日本年金機構へ回付する。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. NewTRY-X(既存住民基本台帳システム) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金被保険者ファイル (2)受給年金ファイル (3)特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 31号 2. 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民環境課
②所属長の役職名	町民環境課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 町民環境課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 町民環境課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	評価書名	国民年金関係に関する事務 基礎項目評価書	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査等の事務を行う。  ①異動内容の届出 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行 ③被保険者台帳の照会・異動 ④年金受給者台帳の照会・異動	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」の規定に基づき、特定個人情報を国民年金に関する以下の事務で取り扱う。  ①第1号被保険者・任意加入被保険者の資格取得・喪失 ②第1号被保険者・任意加入被保険者の住所変更・氏名変更・死亡等の異動 ③第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料申請・取消 ④保険料納付の法定免除の該当・非該当 ⑤保険料免除・納付猶予等の申請・取消 ⑥学生等の保険料納付の特例申請・取消 ⑦老齢基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金の裁定請求 ⑧死亡一時金・未支給年金の裁定請求 ⑨老齢福祉年金・特別障害給付金の裁定請求 ⑩産前産後期間における保険料免除の申請及び免除期間の変更届出  届出書類は受付・審査後、日本年金機構へ回付する。	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 国民年金システム 2. NewTRY-X(既存住民基本台帳システム) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 「対象人数」の時点の計数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 「取扱者数」の時点の計数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和4年6月29日	II しきい値判断項目 「対象人数」の時点の計数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月29日	II しきい値判断項目 「取扱者数」の時点の計数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	

